

## ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）案の概要 （教育分野抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

### 1. 全体の主な構成

#### 40C/5－第1巻－決議案 (Draft Resolutions)

2020-2021年の予算割当決議案(Draft Appropriation Resolution for 2020-2021)

政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

事業関連サービス (Programme-Related Services)

参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

法人サービス (Corporate Services)

#### 40C/5－第2巻－事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート I — 政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

II.B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

II.C — 参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

パート III — 法人サービス (Corporate Services)

## 2. 主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education) の内容

### 40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

#### 事業 (Programmes)

#### 主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme I) — 教育 (Education)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：

- 第39回ユネスコ総会で決議された教育分野の活動計画の2020-2021年における継続実施。
- 以下の戦略的目的のための、ユネスコのグローバルレベルの優先事項（男女平等の促進及びアフリカのニーズへの対応）への貢献、若者のニーズや行き届いていない社会的弱者の階層への対応。
  - 戦略的目的1：加盟国における万民のための質の高い、包摂的な生涯学習を育成するための教育制度の開発の支援。
  - 戦略的目的2：学習者が創造的で対応能力のある global citizens となるようにすること。
  - 戦略的目的3：教育2030アジェンダの主導及び調整。
- 上記目的のための2020-2021年における予算の割り当て。

2. 事務局長に以下の点について要請する：

- 本決議により権限が与えられた活動の実施。
- ユネスコ総会で採択されたプログラムの執行及び以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

#### 主要活動ライン1：SDG4実施における加盟国支援

- 制度全体に及ぶ生涯学習アプローチを通じて、公平で質の高い ECCE、初等中等教育へのアクセスを進めるための各国における教育政策・計画の改善。(SDGターゲット4.1, 4.2に貢献)
- 男女問わず若者や成人に就業・起業・生涯学習のための関連スキルを与える、公平でニーズに応えた職業訓練制度の創設。(SDGターゲット4.3, 4.4, 8.6に貢献)
- ICTを通じた拡大・スケールアップや男女問わず若者や成人の土台となるスキルや生涯学習の獲得をモニタリングするための政策や計画の改善及び世界レベルでの取り組みの動員。(SDGターゲット4.6に貢献)
- 全ての男女が公平で手が届きやすく、質が保証された高等教育へのアクセスが増加し、研究の認証を向上するための、各国の政策及び能力の改善。(SDGターゲット4.3に貢献)

- 資格を持つ、やる気のある教員の供給を増加するための教員政策の立案及び／または実施、教員研修プログラムの改善。(SDG ターゲット 4. c, 4. 1, 4. 2 に貢献)
- 健康的な生活、持続可能な開発の促進、グローバル・シティズンシップに応えた世界との繋がりに必要な知識、スキル、価値、態度を学習者に与えるための各国における能力強化。(SDG ターゲット 4. 7, 4. a, 12. 8, 13. 3, SDG 3 に貢献)
- 各国の教育制度全体において男女平等に取り組むための能力強化。(SDG ターゲット 4. 5, SDG 5 に貢献)
- 危機に直面した人々(難民、国内難民、移住者、障害者等学習で課題を抱える人を含む)へ特に配慮した、脆弱な状況に置かれている人々の学習機会の増加。(SDG ターゲット 4. 5, 4. a に貢献)

#### 主要活動ライン 2 : SDG4-教育 2030 の調整・レビュー／モニタリングの主導

- ユネスコの世界レベルのリーダーシップ及びマנדートを通じて効果的に調整された SDG4-教育 2030。(SDG ターゲット 4, 17 に貢献)
- 教育 2030 アジェンダの調査、展望及びモニタリングにより、SDG4 達成促進のための証拠、勧告、見識の効果的作成。(SDG ターゲット 4, 17 に貢献)
- 主要活動ライン及び期待される結果に係るレビューを含めた戦略的結果報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。
- ユネスコにおける全体戦略的資源動員の分析を含めた資源動員に係る報告準備及び同報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。

### 40C/5-第 2 巻-事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

#### パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

##### II.A — 事業 (Programmes)

#### 主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

- 教育は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの中心。2020-2021 年期間中は、この観点を引き続き促進し、2018-2021 年の 4 年プログラムのために採択されたプログラムの方向性を維持する。承認された 39 C/5 プログラム主要活動ラインと期待される結果は維持される。2018 年 12 月に取りまとめられた戦略的優先分野により今後のユネスコ活動のためのロードマップが示され、その目的に向けて教育局は、教育を通じた男女平等を進めるための活動のスケールアップ及び移民等のための学習機会の拡大を予定。
- ユネスコは、教育の未来に係る新しいグローバルレベルの報告を作成し、

2021年に公表予定。同報告は、公共政策の議論を引き起こし、持続した研究・予測機能を構築することを目的とする。本活動は、期待される結果10（研究、予測、モニタリング、報告関連）に貢献。

- ユネスコの戦略では、女子・女性の教育に焦点を当て、教育政策や計画をより良く情報提供するためにデータの男女差に取り組み、法的枠組み及びジェンダーに対応した政策や計画を改善し、女子や女性にやる気を与える質の高い介入を保証し、安全でジェンダーに変革をもたらした教育制度をつくる。本戦略は、教育局の期待される結果7（男女平等関連）下での教育局の活動プログラムの一部であり、この2年間におけるターゲット人口のためのプログラム提供のための指導枠組。
- 移民等のための包摂的で質の高い教育を受ける権利も戦略的に重要。長期的開発観点により、社会的再統合及び調和のための継続的解決策とともに指導予定。期待される結果8（インクルージョン等関連）の下、4つの主軸（法的政策・計画の強化、教育を通じたインクルージョンの文化の醸成、スキル・資格の認証のためのメカニズムの強化、危機的状況における人道的開発の結びつきの構築）により指導予定。
- これらの戦略的分野への対応のために、教育局では、教育の未来・革新チームと移民等のための教育セクションを設置予定。
- また教育局は、本部・地域事務所・カテゴリー1機関・他の教育分野より柔軟かつ期限付きで専門知識を結集予定。これにより教育局における共同提供や迅速な立案を行う。
- 上記の戦略的領域等を考慮の上、40 C/5の実施は、次期のユネスコ中期戦略（2022-2029）や2030年達成に向けた準備のための教育のプログラムの方向性への移行を示す。本2か年（2020-2021年）は2030年までのプログラムの位置付けを改善する。

#### 【MLA1：SDG4実施における加盟国支援】

（※MLA：主要活動ライン。Main Line of Actionの略。）

- 公平で質の高い ECCE、初等中等教育の提供（SDG ターゲット 4.1 及び 4.2 に貢献）  
期待される結果1：  
制度全体に及ぶ生涯学習アプローチを通じた公平で質の高い ECCE、初等中等教育へのアクセスを進めるための各国における教育政策・計画の改善。
- 就業・起業のための、手が届きやすく質の高い職業訓練へ（高等教育段階も含む）の平等なアクセス（SDG ターゲット 4.3, 4.4, 8.6 に貢献）  
期待される結果2：

男女問わず若者や成人に就業・起業・生涯学習のための関連スキルを与える公平でニーズに応えた職業訓練制度の創設。

- 若者や成人のための土台となる生活スキルの獲得 (SDG ターゲット 4.6 に貢献)

期待される結果 3 :

男女問わず若者や成人の土台となるスキルや生涯学習の機会拡大やスケールアップ、モニタリングを世界レベルで取り組む政策や計画の改善。

- 質の高い高等教育の提供 (SDG ターゲット 4.3 に貢献)

期待される結果 4 : 全ての男女が公平で手が届きやすく、質が保証された高等教育へのアクセスが増加し、研究の認証を向上するための各国の政策や能力の改善。

- 資格を持った教員の増加及び資格を持った教員への支援の増加 (SDG ターゲット 4.c, 4.1, 4.2 に貢献)

期待される結果 5 : 資格を持つ、やる気のある教員の供給を増加するための教員政策の立案及び／または実施、教員研修プログラムの改善。

- 持続可能な開発の促進に必要な知識、スキル、価値、態度の獲得 (SDG ターゲット 4.7, 4.a, 3, 12.8, 13.3 に貢献)

期待される結果 6 :

健康的な生活、持続可能な開発の促進、グローバル・シティズンシップに応えた世界との繋がりに必要な知識、スキル、価値、態度を学習者に与えるための各国における能力強化。

- 教育における男女平等 (SDG ターゲット 4.5, 5 に貢献)

期待される結果 7 :

各国の教育制度全体において男女平等に取り組むための能力強化。

- 危機に直面した人々 (難民、国内難民、移住者、障害者等学習で課題を抱える人を含む) へ特に配慮した、脆弱な状況に置かれている人々の学習機会の増加 (SDG ターゲット 4.5, 4.a に貢献)

期待される結果 8 :

危機に直面した人々 (難民、国内難民、移住者、障害者等学習で課題を抱える人を含む) へ特に配慮した、脆弱な状況に置かれている人々の学習機会の増加。

**【MLA2 : SDG4-教育 2030 の調整・レビュー／モニタリングの主導】**

- **教育 2030 アジェンダの主導 (SDG ターゲット 4, 17 に貢献)**  
期待される結果 9 :  
ユネスコの世界レベルのリーダーシップ及びマנדートを通じて効果的に調整された SDG4-教育 2030。
- **教育 2030 アジェンダのレビュー及びモニタリング (SDG ターゲット 4, 17 に貢献)**  
期待される結果 10 :  
教育 2030 アジェンダの研究、レビュー及びモニタリングにより、SDG4 達成の促進のための証拠、勧告、見識を効果的に作成する。

## ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）案の概要 （自然科学分野・政府間海洋学委員会抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

### 1. 全体の主な構成

#### 40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

2020-2021年の予算割当決議案 (Draft Appropriation Resolution for 2020-2021)  
政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

政府間海洋学委員会 (IOC)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

事業関連サービス (Programme-Related Services)

参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

法人サービス (Corporate Services)

#### 40C/5—第2巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート I — 政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

政府間海洋学委員会 (IOC)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

II.B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

II.C — 参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

パート III — 法人サービス (Corporate Services)

## 2. 主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences) の内容

### 40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

#### 事業 (Programmes)

#### 主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme II) — 自然科学 (Natural sciences)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：
  - 第39回ユネスコ総会で決議された教育分野の活動計画の2020-2021年における継続実施。
  - 以下の戦略的目的のための、ユネスコのグローバルレベルの優先事項（男女平等の促進及びアフリカのニーズへの対応）への貢献、若者のニーズや行き届いていない社会的弱者の階層への対応。
    - 戦略的目的4：国内、地域、地球規模のSTI（科学、技術、イノベーションシステム）と政策の強化。
    - 戦略的目的5：持続可能な開発に向けた危機的課題の国際科学協力の促進。
  - 上記目的のための2020-2021年における予算の割り当て。
2. 事務局長に以下の点について要請する：
  - 本決議により権限が与えられた活動の実施。
  - ユネスコ総会で採択されたプログラムの執行及び以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン1：科学の活用—STI（科学・技術・イノベーション）及び持続可能な開発のため知識の活用

- 加盟国において包括的に STI 政策と知識システムに関する能力開発が強化される
- 加盟国において STI の実践、普及、応用に関して組織的・人的能力が強化される
- 島嶼国の加盟国及び地域コミュニティ・先住民において、当該地域の知識システムを普及される能力が向上するとともに、それらの知識を科学と相乗効果をもたらす持続可能な開発への課題が示される

主要活動ライン2：自然資源、防災及び気候変動アクションに対する持続可能なマネジメントのための科学の推進

- 持続可能な開発のための目標（SDGs）の達成に向けて、加盟国において地質資源及び地質／地殻災害（Geohazards）の管理が強化される
- 持続可能な開発のための目標（SDGs）、生物多様性及び気候変動への対応の目標達成に向けて、加盟国において自然資源の管理が強化される
- 加盟国において、持続可能な開発における環境、経済及び社会的側面から包摂的総合的アプローチをもって、ユネスコの登録サイトを学び・学びあいの場として活用される



### 主要活動ライン3：水安全保障の確保に向けた知識改善及び能力強化

- 加盟国において水の安全に対する課題への対応、持続可能な開発のための目標（SDGs）やその他の水に関する国際目標の達成に向けての対応が強化される
- 加盟国において、水の安全保障に関する政策及び組織的・人的能力が改善される
- 主要活動ライン及び期待される結果に係るレビューを含めた戦略的結果報告の第209回ユネスコ執行委員会での公表。
- ユネスコにおける全体戦略的資源動員の分析を含めた資源動員に係る報告準備及び同報告の第209回ユネスコ執行委員会での公表。

## 40C/5—第2巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

### パートII — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

#### II.A — 事業 (Programmes)

#### 主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

- 2018-2021年の4か年事業計画として採択されている方向性を維持し、事業予算のレベルも維持する。次期戦略及び事業計画の準備に向けて、戦略的に実行。最近の傾向、加盟国からの要請が高まっている事項、これまでの事業実施からの教訓に配慮し、事業の企画と実施が行われるべきである。
- 現在の地球規模での課題は、国境、文化及び政策システムを超えるものであり、持続可能な解決のためには、科学を基盤とした国際的対応が不可欠。ユネスコは、様々な国際科学プログラムや政策的助言を通じて、国連のマンデーデートの下に、専門機関としてこれらの課題解決に応じることが可能である。SDGsの達成のための国際協力推進する。
- オープンサイエンスの概念やSDGs達成への科学の貢献の向上、エビデンスベースの科学と社会のインターフェースの強化などへの関心が高まっている。ユネスコは科学及び科学研究者に関する勧告（2017年）及び科学の情報及び研究に対するオープンアクセス戦略に基づいて、オープンサイエンスを推進する。技術革新により、基礎科学、応用科学、工学及びICTに関連してロボティクス技術、ゲノム、生命情報科学、デジタル化、人工知能、人材育成・能力開発のためのビッグデータなどの分野で、持続可能な発展のため経済活性化を促すよう、多くの発展途上国で研修、研究、イノベーションが不可欠となっている。加盟国において、科学技術イノベーションの可能性を備えた能力開発を促進することが肝要となっている。ユネスコはこれら能力開発の促進に様々な事業、地域事務所、センター、ユネスコチェア等を通じて取り組む。
- 自然資源の不均衡な分配から紛争が生じている。気候変動にかかる諸課題は、特に途上国の地域コミュニティにとって深刻なストレスとなっており、安全保障の観点から気候変動の課題を認識することが重要である。異常気象、渇水、洪水、地滑り及びハリケーンといった現象が増えるなか、

ユネスコは、仙台枠組み（2015-2030）に対応するよう、学際的で包摂的なアプローチで防災事業に取り組む。すべての事業セクターの参加によりコミュニケーションとリソースをつなげ、ユネスコの主要事業全体で調整を高めて協力。

- ユネスコは、経済発展と自然資源の持続可能な管理を調和して取り組んできている。主要活動ライン2・3において、国際水文学計画（IHP）、人間と生物圏保存地域計画（MAB）、国際地質計画（IGP）を通じて、何百万人もの人々の生活にユネスコは手を差しのべており、持続可能な発展目標の達成に向けて革新的な科学的アプローチをすすめる、グッドプラクティスを提示する。2020-2021年は生物多様性アジェンダにとって画期的な年であり、ユネスコの参画と貢献に高い期待が寄せられている。気候変動に対するユネスコの戦略計画を継続して実施し、経済と技術の発展と持続可能で公平な包摂的発展の調和のため、セクター間の協力を進める。国連気候変動サミット、及びアフリカで初めて開催される2021年の世界水フォーラム、世界科学フォーラムの成果を受けて取り組む。

#### 【MLA1：科学の活用— STI（科学・技術・イノベーション）及び持続可能な開発のための知識の活用】

（※MLA：主要活動ライン。Main Line of Actionの略。）

（期待される成果）

- ・ 加盟国において包括的にSTI政策と知識システムに関する能力開発が強化される
- ・ 加盟国においてSTIの実践、普及、応用に関して組織的・人的能力が強化される
- ・ 島嶼国の加盟国及び地域コミュニティ・先住民において、当該地域の知識システムを普及される能力が向上するとともに、それらの知識を科学と相乗効果をもたらす持続可能な開発への課題が示される

#### 【MLA2：自然資源、防災及び気候変動アクションに対する持続可能なマネジメントのための科学の推進】

（期待される成果）

- ・ 持続可能な開発のための目標（SDGs）の達成に向けて、加盟国において地質資源及び地質／地殻災害（Geohazards）の管理が強化される
- ・ 持続可能な開発のための目標（SDGs）、生物多様性及び気候変動への対応の目標達成に向けて、加盟国において自然資源の管理が強化される
- ・ 加盟国において、持続可能な開発における環境、経済及び社会的側面から包摂的総合的アプローチをもって、ユネスコの登録サイトを学び・学びあいの場として活用される

#### 【MLA3：水安全保障の確保に向けた知識改善及び能力強化】

（期待される成果）

- ・ 加盟国において水の安全に対する課題への対応、持続可能な開発のための目標（SDGs）やその他の水に関する国際目標の達成に向けての対応が強化される

- ・ 加盟国において、水の安全保障に関する政策及び組織的・人的能力が改善される

### 3. 主要事業 (Major Programme) II — 政府間海洋学委員会 (IOC) の内容

#### 40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

##### 事業 (Programmes)

##### 主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme II)

##### —政府間海洋科学委員会 (IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission)

IOC は、海洋科学調査及び研究活動に係る唯一の国際機関として、ユネスコの傘下で一定の独立権能を与えられた機関。

IOC 中期戦略 2014—2021 及び IOC 行動計画 2018—2021 が、ユネスコの中期戦略の自然科学分野における下記2つの戦略に整合性をもって実施されている。

- ・ 戦略的目的 4 : 国内、地域、地球規模の STI (科学、技術、イノベーションシステム) と政策の強化。
- ・ 戦略的目的 5 : 持続可能な開発に向けた危機的課題の国際科学協力の促進。

IOC 中期戦略 2014—2021 及び IOC 行動計画 2018—2021 において、全加盟国が当該国の能力において取り組む目標として、次の4つのハイレベル目標が掲げられている。

##### <IOC 中期戦略における目標>

- ・ 健全な海のエコシステムの確保、エコシステムサービスの持続性
- ・ 津波など海洋災害にかかる効果的な早期警報
- ・ 気候変動等に対するレジリエンスと適応力の増強
- ・ 新たな課題に関する知識の向上

これらは概念的に次の機能によって実現することを掲げられている。

- ・ 海洋科学の推進  
海洋・沿岸での活動と人的インパクトに関する知識の増大
- ・ 観測システムとデータ管理  
地球規模での海洋観測、海洋データ及び海洋情報システムの維持、強化、統合
- ・ 早期警報とそのサービス  
早期警報システムの開発と津波等の災害によるリスク軽減
- ・ 政策アセスメントと情報  
科学政策とのインターフェース改善ためのアセスメント・情報
- ・ 持続可能な管理とガバナンス  
知識共有と改善された地域協力を通じた海洋ガバナンスの向上
- ・ 能力開発  
上述すべての機能における組織的能力の向上 (横断的機能)

1. 1999年11月の第30回ユネスコ総会で採択されたI O C規程に則り、及び本決議案による2020-2021年の事業予算に関連して、I O Cガバナンスに対して下記の点について要請する

- 上記の戦略目的と主要活動ラインに即したI O C活動の継続的实施。ユネスコのグローバルレベルの優先事項（男女平等の促進及びアフリカのニーズへの対応）への貢献、若者のニーズや行き届いていない社会的弱者の階層への対応。
- I O Cの行動計画とともに、南南協力<sup>i</sup>・三角協力<sup>ii</sup>を活用するとともに市民社会、民間セクター、国際機関とのパートナーシップを促進。
- 本決議案で認められる活動の実施。

2. 事務局長に対して以下の点につき要請する。

- 上記目的のための2020-2021年における予算の割り当て
- 以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン1：海洋・沿岸の保護及び持続可能な管理のための知識及び能力の促進

- 持続可能な開発のための目標（2030年アジェンダ）実現に向けて、海洋における災害に対する脆弱性に対する科学ベースの政策、グローバルレベルでの海洋及び海洋資源の保全と持続可能な活用のための政策、気候変動に対応するレジリエントで適用性の高い政策が、加盟国によって立案され実施されること

3. 加盟国、国際機関、ドナー機関、財団及び民間セクターに対し、I O Cが事業の実施と活動の範囲を広げて強化できるよう新たに支援を呼びかけること。

#### 40C/5—第2巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

### パートII — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

#### II.A — 事業 (Programmes)

#### 主要事業決議案I (Draft resolution for Major Programme II)

#### —政府間海洋科学委員会 (IOC: Intergovernmental Oceanographic Commission)

- 2017年に第72回国連総会において、ユネスコIOCによる提唱「国連海洋科学の10年（2021-2030）」が採択された。現在、IOCは、残り2年で、加盟国、国連、様々なパートナー及びステークホルダーと協働して「海洋科学の10年」の計画策定を終える。この10年は、人類及び地球を救うため海洋学の能力を最大限に貢献するまたとない機会としてとらえ、海洋観測、海洋科学、海洋サービスにおいて積極的な革新を目指す。
- 小規模なIOC事務局にとって、主要な運営事業の維持のため外部資金の獲得が必要であるのみならず、「海洋科学の10年」の準備期間のコーディネーションを主導する追加的資金が重要。2016年のユネスコの外部監査においても指摘されているとおり、資金調達は事務局の存続において大きな課題。

- いずれの予算案も適切にこの課題解決にはつながらない。少なくともすべての事業を支えるために1名の追加人件費を措置するためには、事業予算11%の削減が必要。海洋科学の観測サービスとデータ管理の運用には、制度設計と維持に継続的に安定した投資が必要。削減されたリソース下でIOC本部でのコーディネーション並びに地域における業務への影響が懸念される。

#### 【MLA1：海洋・沿岸の保護及び持続可能な管理のための知識及び能力の促進】

(※MLA：主要活動ライン。Main Line of Actionの略。)

(期待される成果)

- ・ 持続可能な開発のための目標（2030年アジェンダ）実現に向けて、海洋における災害に対する脆弱性に対する科学ベースの政策、グローバルレベルでの海洋及び海洋資源の保全と持続可能な活用のための政策、気候変動に対応するレジリエントで適用性の高い政策が、加盟国によって立案され実施されること

i 南南協力（South-South cooperation） 開発における途上国間の協力を指す。

ii 三角協力（North-South-South cooperation）先進国や国際機関が途上国の行う南南協力を支援することを指す。

## ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）案の概要 （人文・社会科学分野抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

### 1. 全体の主な構成

#### 40C/5－第1巻－決議案 (Draft Resolutions)

2020-2021年の予算割当決議案(Draft Appropriation Resolution for 2020-2021)

政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

事業関連サービス (Programme-Related Services)

参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

法人サービス (Corporate Services)

#### 40C/5－第2巻－事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート I — 政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

II.B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

II.C — 参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

パート III — 法人サービス (Corporate Services)

## 2. 主要事業 (Major Programme) III — 人文社会科学 (Social and human sciences) の内容

### 40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

#### 事業 (Programmes)

#### 主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme III) — 人文社会科学 (Social and human sciences)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：
  - 第 39 回ユネスコ総会で決議された人文社会科学分野の活動計画の 2020-2021 年における継続実施。
  - 以下の戦略的目的のための、南南協力<sup>i</sup>・三角協力<sup>ii</sup>やプログラム開発の全ての段階における市民社会や民間セクター、その他国連機関や国際組織との協力を深めるための取組みの推進。
    - 戦略的目的 6：包摂的社会発展、和解のための文化間対話及び倫理的原則の推進
  - 上記目的のための 2020-2021 年における予算の割り当て。
  
2. 事務局長に以下の点について要請する：
  - 本決議により権限が与えられた活動の実施。
  - ユネスコ総会で採択されたプログラムの執行及び以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン 1：社会的包摂と平等社会の実現のために知識の集約 (mobilizing) と人権の組み込み (embedding) を推進

    - 公共政策決定の支援
    - 国家能力 (national capacities) の開発

主要活動ライン 2：平和で誰もが参加する社会に向けた文化間の対話の提供と若者世代の巻き込み

    - ユース主導の取組みを涵養
    - 包摂的で持続可能な平和社会への賛同の世界的拡散
  
- 主要活動ライン及び期待される結果に係るレビューを含めた戦略的結果報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。
- ユネスコにおける全体戦略的資源動員の分析を含めた資源動員に係る報告準備及び同報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。

## 40C/5－第2巻－事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

### パートⅡ — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

#### Ⅱ.A — 事業 (Programmes)

#### 主要事業 (Major Programme) Ⅲ — 人文社会科学 (Social and human sciences)

- 39/C5に含まれる4年計画の文脈に則り、引き続き取り組みを推進。
- 2020-2021年は、2030アジェンダ及びAfrican Union'sアジェンダ2063に沿った取り組みを更に統合する機会となる予定。
- 世界における不平等の増大や現代社会の変革への対応という観点から、2030アジェンダ及びAfrica Union's Agenda 2063を始め、社会的包摂、極度の貧困の根絶、格差の是正、政策決定への参画に係る取り組みを推進。ユネスコは、2030アジェンダ達成に向けて、また、研究者、政策決定者、実践者やその他のステークホルダーとともにエビデンスに基づく政策を進めながら、“誰も取り残されない”社会の実現に向けて加盟国への支援を継続する。
- ユネスコのマンデイトである人権分野について、全ての人に対する人権の実現においてユネスコの包括的ビジョンを発展させるため、2003 Strategy on Human Rights 及び Integrated Strategy to Combat Racism, Discrimination, Xenophobia and Intolerance を更新中。
- 科学技術の倫理に関する世界的検討、特に遺伝子編集及び人工知能(AI)は中心施策。これらは世界が直面する教育、気候変動、自然災害への対応といった深刻な課題を解決する大きな可能性を持っている。ユネスコはアイデアの実験室(a laboratory of ideas)として機能し、AIに関する革新が人間の尊厳を守るとともに、平和と正義を促進するための新たな規範や基準を確立することが可能である。
- ユネスコは、2030アジェンダと“Youth 2030 - UN Strategy on Youth”に従い、若者世代の参画とリーダーシップを育成するために更に努力する。部局横断的な旗艦イニシアチブの下で、ユネスコはユースの力がユネスコの課題を解決する実践例を羅列したユース専門スペースの創設を進める。

#### **【MLA1：社会的包摂と平等社会の実現のために知識の集約と人権の組み込みを推進】**

(※MLA：主要活動ライン。Main Line of Actionの略。)

#### ● **公共政策決定の支援**

期待される結果1：

科学的エビデンス、人文科学的知見、倫理、人権の枠組みを踏まえた加盟国



の政策決定能力の向上。

- **国家能力の開発**

期待される結果 2 :

倫理的価値観及び人権を基盤とした包摂的かつ平等な発展のための知識をし、管理、適用するための国家の全てのレベルにおける組織的・個人的能力の強化。

**【MLA2：平和で誰もが参加する社会に向けた文化間の対話の提供と若者世代の巻き込み engaging】**

- **ユース主導の取組みを涵養**

期待される結果 3 :

社会的課題を解決し、平和を強固にするための若者主導の取組みが地域レベル・世界レベルで可能となる。

- **包摂的で持続可能な平和社会への賛同の世界的な拡散**

期待される結果 4 :

加盟国のグローバルアジェンダへの包摂的で持続可能な平和社会へ賛同したコミットメントがアドボカシーキャンペーン及び意識向上イニシアチブを通して示される。

i 南南協力 (South-South cooperation) 開発における途上国間の協力を指す。

ii 三角協力 (North-South-South cooperation) 先進国や国際機関が途上国の行う南南協力を支援することを指す。

## ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）案の概要 （文化分野抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

### 1. 全体の主な構成

#### 40C/5－第1巻－決議案 (Draft Resolutions)

2020-2021年の予算割当決議案 (Draft Appropriation Resolution for 2020-2021)

政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

事業関連サービス (Programme-Related Services)

参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

法人サービス (Corporate Services)

#### 40C/5－第2巻－事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート I — 政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

II.B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

II.C — 参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

パート III — 法人サービス (Corporate Services)

## 2. 主要事業 (Major Programme) IV — (Culture) の内容

### 40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

#### 事業 (Programmes)

#### 主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme IV) —文化 (Culture)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：
  - 第39回ユネスコ総会で決議された文化分野の活動計画の2020-2021年における継続実施。
  - 以下の戦略的目的のための、南南協力<sup>i</sup>・三角協力<sup>ii</sup>やプログラム開発の全ての段階における市民社会や民間セクター、その他国連機関や国際組織との協力を深めるための取組みの推進。
    - 戦略的目的7：遺産の保護 protecting、理解増進 promoting、継承 transmitting
    - 戦略的目的8：創造性と文化的表現の多様性の涵養
  - 上記目的のための2020-2021年における予算の割り当て。

2. 事務局長に以下の点について要請する：

- 本決議により権限が与えられた活動の実施。
- ユネスコ総会で採択されたプログラムの執行及び以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン1：対話と発展のための文化と遺産の保護、保全、理解増進 promoting 及び継承

- 加盟国による1972年条約の効果的な履行を通じた有形遺産の特定、保護、観察と持続的な管理
- 加盟国による1970年条約及び「文化財の原産国への返還または不法な入手の場合における回復に関する政府間委員会」による作業及び2015年博物館と収蔵物に関するユネスコ勧告の履行を通じた不法に輸入・輸出・転送された文化財への対抗
- 加盟国による1954年条約の二つのプロトコルの批准と効果的な履行を通じた文化遺産の保護
- 加盟国による2001年条約の批准と効果的な履行を通じた水中文化遺産の特定・保全・持続的な管理
- 加盟国によるユネスコの文化に関する基準文書の効果的な履行を通じた文化の保護と文化的多様性の推進

主要活動ライン2：持続可能な開発のための創造性と文化的表現の多様性

## の涵養及び無形文化遺産の保護

- 加盟国による 2003 年条約を通じた無形文化遺産の特定と保護
- 2005 年条約を通じた文化的表現の多様性の促進に関する政策・手法の加盟国による立案と履行
- 国レベルの枠組み・戦略等の統合や条約・勧告などの文化政策枠組みの実践 implementation に関する SDGs の合理化を通じ、文化が SDGs へ貢献可能であることを周知・証明・強化

- 主要活動ライン及び期待される結果に係るレビューを含めた戦略的結果報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。
- ユネスコにおける全体戦略的資源動員の分析を含めた資源動員に係る報告準備及び同報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。

### 40C/5—第 2 巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

#### パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

##### II.A — 事業 (Programmes)

#### 主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

- 文化局は 2030 アジェンダに向けた取組みの強化と文化関係条約の各取組み間の相補的關係をより反映するため修正を提案。
- 事業実施のための創造的な cross-cutting アプローチは、39C/5 において、2030 アジェンダの実施を支援するものとして位置付けていたが、40C/5 においては、加盟国の取組みと持続可能な開発のための文化の cross-cutting な役割の周知のためのイニシアチブをより捉えるための修正を実施。特に国レベルの取組みに焦点をあてている。
- 並行して、事務局は文化関係条約の執行機関が 2030 アジェンダをどのように支援しているかを提起的にレビューする予定。このため、文化大臣会合を提案。
- 遺産教育イニシアチブ（世界遺産教育、無形文化遺産教育の公式・非公式教育への統合等）は、SDG ターゲット 4.7 における文化多様性の尊重に対応するものとして、存続。
- ユネスコの政策（先住民族の関与）と 2019 年が国際先住民族言語年であることを鑑み、先住民族に関する取組みの拡大も提案。
- 文化教育、先住民族、文化大臣会合の開催に係る事業の修正により、任意拠出金による追加的財政措置が必要となっている。

## 【MLA1：対話と発展のための文化と遺産の保護、保全、活用及び継承】

(※MLA：主要活動ライン。Main Line of Actionの略。)

- 有形遺産の保護（1972年世界遺産条約、2011年歴史的都市景観に関する勧告）  
期待される結果1：  
加盟国による1972年条約等の効果的な履行を通じた有形遺産の特定、保護、観察と持続的な管理
- 1970年条約及び及び2015年博物館と収蔵物に関するユネスコ勧告の履行を通じた不法に輸入・輸出・転送された文化財への対抗  
期待される結果2：  
加盟国による1970年条約及び「文化財の原産国への返還または不法な入手の場合における回復に関する政府間委員会」による作業及び2015年博物館と収蔵物に関するユネスコ勧告の履行を通じた不法に輸入・輸出・転送された文化財への対抗
- 紛争時における文化財の保護（1954年条約及び1999年の2つの議定書）  
期待される結果3：  
加盟国による1954年条約及び1999年の二つの議定書の批准と効果的な履行を通じた文化遺産の保護
- 水中文化遺産の保護（2001年条約）  
期待される結果4：  
加盟国による2001年条約の批准と効果的な履行を通じた水中文化遺産の特定・保全・持続的な管理
- 緊急事態における文化の保護  
期待される結果5：  
加盟国によるユネスコの文化に関する基準文書の効果的な履行を通じた文化の保護と文化的多様性の推進

## 【MLA2：持続可能な開発のための創造性と文化的表現の多様性の促進及び無形文化遺産の保護】

- 無形文化遺産の保護（2003年条約）  
期待される結果6：  
加盟国による2003年条約を通じた無形文化遺産の特定と保護

- **文化的表現の多様性の促進（2005年条約、1980年芸術家に関する勧告）**  
期待される結果 7：  
2005年条約を通じた文化的表現の多様性の促進に関する政策・手法の加盟国による立案と履行
- **持続可能な開発の達成における文化の役割のモニタリングと測定**  
期待される結果 8：  
国レベルの枠組み・戦略等の統合や条約・勧告などの文化政策枠組みの実践 implementation に関する SDGs の合理化を通じ、文化が SDGs へ貢献可能であることを周知・証明・強化

- i 南南協力（South-South cooperation） 開発における途上国間の協力を指す。
- ii 三角協力（North-South-South cooperation） 先進国や国際機関が途上国の行う南南協力を支援することを指す。

## ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）案の概要 （情報・コミュニケーション分野抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

### 1. 全体の主な構成

#### 40C/5-第1巻-決議案 (Draft Resolutions)

2020-2021年の予算割当決議案(Draft Appropriation Resolution for 2020-2021)

政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

事業関連サービス (Programme-Related Services)

参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

法人サービス (Corporate Services)

#### 40C/5-第2巻-事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

パート I — 政策全般及び方向性 (General Policy and Direction)

パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

II.A — 事業 (Programmes)

主要事業 (Major Programme) I — 教育 (Education)

主要事業 (Major Programme) II — 自然科学 (Natural sciences)

主要事業 (Major Programme) III — 人文・社会科学 (Social and human sciences)

主要事業 (Major Programme) IV — 文化 (Culture)

主要事業 (Major Programme) V

— 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

II.B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

II.C — 参加事業及びフェローシップ (Participation Programme and Fellowships)

パート III — 法人サービス (Corporate Services)

## 2. 主要事業 (Major Programme) V — 情報・コミュニケーション (Communication and Information) の内容

### 40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

#### 事業 (Programmes)

#### 主要事業決議案 I (Draft resolution for Major Programme V) — 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：

- 第 39 回ユネスコ総会で決議された情報・コミュニケーション分野の活動計画の 2020-2021 年における継続実施。
- 以下の戦略的目的のための、南南協力<sup>i</sup>・三角協力<sup>ii</sup>やプログラム開発の全ての段階における市民社会や民会セクター、その他国連機関や国際組織との協力を深めるための取組みの推進。
  - 戦略的目的 9：表現の自由、メディア開発及び情報と知識へのアクセスの促進
- 上記目的のための 2020-2021 年における予算の割り当て。

2. 事務局長に以下の点について要請する：

- 本決議により権限が与えられた活動の実施。
- ユネスコ総会で採択されたプログラムの執行及び以下の期待される結果に係る理事会への定期報告。

主要活動ライン 1：オンライン・オフラインの表現の自由の促進、ジャーナリストの安全の促進、メディアの多様性及び参加推進、独立メディア支援

- 報道を含む表現の自由、情報へのオンライン・オフラインによるアクセスの権利に関連する規範と政策の向上
- 多様性、ジェンダー平等及び若者のエンパワーメントに対するメディアの貢献
- 国際コミュニケーション開発計画の草の根プロジェクト支援が強化

主要活動ライン 2：ICT を通じた情報と知識へのユニバーサルアクセス確保及び保存による知識社会構築

- 情報社会に関する世界サミット (WSIS) 及び万人のための情報プログラム (IFAP) 等による能力の強化
- 持続可能な開発のための ICT 技術の革新的な活用を通じて、情報へのユニバーサルアクセスの推進
- 世界の記憶事業を通じた、記録文書の特定、保護、アクセスおよび普及



- 主要活動ライン及び期待される結果に係るレビューを含めた戦略的結果報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。
- ユネスコにおける全体戦略的資源動員の分析を含めた資源動員に係る報告準備及び同報告の第 209 回ユネスコ執行委員会での公表。

#### 40C/5—第 2 巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

### パート II — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

#### II.A — 事業 (Programmes)

#### 主要事業 (Major Programme) V — 情報・コミュニケーション (Communication and Information)

- 39/C5 に含まれる 4 年計画の文脈に則り、持続可能な開発目標の達成に貢献するため、表現の自由、メディアの発展や包摂的知識基盤型社会の推進において、社会的、政策的、技術的観点で事業を強化。人工知能 (AI) を含む新たに出現するデジタル技術の影響や、ヘイトスピーチなど、情報不足や誤った情報が我々社会に与える脅威に対して、より焦点をあてて事業を実施。
- 2020-2021 年は、ジェンダー平等及びアフリカを優先した取組を継続。
- 人工知能 (AI)、IoT、ブロックチェーン技術など新たな技術の発展と応用による急激な変化に対して、ユネスコは AI におけるグローバル対話を進め、技術移転に関連した主要な課題と機会について提起するため助言とリソースを提供する。提案する活動としては、新しく出現する技術がもたらす倫理的側面、ガバナンス的側面、人権的側面にかかる意味合いについて認識向上に重点を置く。特に、表現の自由、民主主義プロセスや情報へのアクセス、及び持続可能な発展のための目標 (SDGs) 達成の可能性の調和において、これらの技術が与える脅威への取組に焦点を当てる。デジタル時代における基本的権利の推進と保護にかかる努力を増大させて、市民が適切なデジタルスキルをもった対応を確実にでき、メディア情報社会に貢献できるよう推進する。
- 特に選挙時などにおけるオンライン・ヘイトスピーチ、情報不足や誤った情報などを考慮して、オンラインによる表現の自由や人権に関連した活動を発展させる。加盟国が ROAM 枠組みにおけるインターネットの活用を行えるよう、ユネスコはメディア情報リテラシーを継続して推進する。
- ユネスコはジャーナリストの保護に関する国連の行動計画を継続して促進。メディア専門家の能力向上を促進するとともにメディアリテラシーを普及。情報と知識へのユニバーサルアクセスをオープン教育リソース等により推進する。世界の記憶事業を通じて、ユネスコは記録遺産の保護とアクセスおよびその重要性にかかる普及を進める。国際コミュニケーション開発計画 (IPDC)、及びみんなのための情報計画 (IFAP) に鑑み、主要事業 V の中で相乗効果を生み出せるよう取組む。

**【MLA1：オンライン・オフラインの表現の自由の促進、ジャーナリストの安全の促進、メディアの多様性及び参加推進、独立メディア支援】**

(※MLA：主要活動ライン。Main Line of Action の略。)

(期待される成果)

- ・ 加盟国において、報道を含む表現の自由、情報へのオンライン・オフラインによるアクセスの権利に関連する規範と政策の向上がみられるとともに、ジャーナリストの安全および刑事責任の免除に関する国際連合行動計画が強化される
- ・ 加盟国において、多様性、ジェンダー平等及び若者のエンパワーメントへのメディアの貢献向上から利が得られる、また、メディアや情報リテラシープログラム並びに緊急事態や災害に対応する効果的なメディアを通じて社会が力づけられる
- ・ メディア発達が強化され、加盟国においてモニタリングやリポートのシステムが改善され、これらにより国際コミュニケーション開発計画の草の根プロジェクト支援が強化される

**【MLA2：ICT を通じた情報と知識へのユニバーサルアクセス確保及び保存による知識社会構築】**

(期待される成果)

- ・ 情報社会に関する世界サミット（WSIS）及び万人のための情報プログラム（IFAP）等、関連する規範的枠組みの実施を通じて、加盟国の能力が強化される
- ・ オープンで包括的な解決及び持続可能な開発のための ICT 技術の革新的な活用を通じて、情報へのユニバーサルアクセスの推進にかかる措置が加盟国において取られる
- ・ 世界の記憶事業を通じて、記録文書遺産の特定、保護、アクセスおよび普及がグローバルレベル及びナショナルレベルで強化される

i 南南協力（South-South cooperation） 開発における途上国間の協力を指す。

ii 三角協力（North-South-South cooperation） 先進国や国際機関が途上国の行う南南協力を支援することを指す。

## ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）案の概要 （普及分野抜粋）

ユネスコ事業・予算（40C/5：2020-2021年）は、中期戦略（37C/4：2014-2021年）と整合性をとっており、また、事業・予算（39C/5：2018-2021年）の後期2か年分（Second biennium 2020-2021）として調整したものの。

### 1. 全体の主な構成

#### 40C/5—第1巻—決議案（Draft Resolutions）

2020-2021年の予算割当決議案（Draft Appropriation Resolution for 2020-2021）

政策全般及び方向性（General Policy and Direction）

事業（Programmes）

事業関連サービス（Programme-Related Services）

第1章（Chapter 1）－ プライオリティ・アフリカ及び対外関係部（Sector for Priority Africa and External Relations）

第2章（Chapter 2）－ ジェンダー平等履行のためのアクションの調整及びモニタリング（Coordination and monitoring of action to implement Gender Equality）

第3章（Chapter 3）－ 戦略的計画（Strategic planning）

第4章（Chapter 4）－ 広報（Public information）

参加事業及びフェローシップ（Participation Programme and Fellowships）

法人サービス（Corporate Services）

#### 40C/5—第2巻—事業・予算案（Draft Programme and Budget）

パートⅠ — 政策全般及び方向性（General Policy and Direction）

パートⅡ — 事業及び事業関連サービス（Programme and Programme-Related Services）

Ⅱ.A — 事業（Programmes）

Ⅱ.B — 事業関連サービス（Programme-Related Services）

第3章（Chapter 3）－ 戦略的計画（Strategic planning）

第4章（Chapter 4）－ 広報（Public information）

Ⅱ.C — 参加事業及びフェローシップ（Participation Programme and Fellowships）

パートⅢ — 法人サービス（Corporate Services）

## 2. 戦略的計画 (Strategic planning) 及び広報 (Public information) の主な内容

### 40C/5—第1巻—決議案 (Draft Resolutions)

#### 事業関連サービス (Programme-Related Services)

#### 戦略的計画に向けた決議案 (Draft resolution for Strategic planning)

##### 1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：

A. 以下のため、戦略的計画に向けた決議案の2020-2021年における継続実施。

(a) 以下のことにより、執行部及び事務局長により設定された戦略的方向性やプログラムのフレームワークとプライオリティに沿った計画、モニタリング、報告機能を実施。

(i) ~ (iii) (略)

(iv) 持続可能な開発のための2030アジェンダの実施のため、戦略性のある、プログラムを通じた貢献を調整し監視する。国連改革のフレームワークの中で、適切な機関横断的なグループにおけるプログラム関係の課題についての議論に参画する。共通する対象国プログラムの策定や地域戦略の策定に向けて地域事務所に支援を提供する。

(v) (略)

(b) 以下により、官民のドナーやパートナーとの協力を維持・強化する。

(i) プログラムのインパクトとビジビリティを強化するのに必須である、ユネスコの包括的パートナーシップ戦略及び隔年の資源動員戦略を調整する

(ii) 市民社会からの主要な対話者を含む、官民のパートナーに関わりをもつ。これには次のことを含む。長期にわたる戦略的な連携の促進を念頭においた既存の官民の管理体制を確保すること。ユネスコのドナー基盤を多様化し拡張するような新規ドナー及びパートナーを積極的に探索すること。地域事務所を含むプログラムセクター、カテゴリー1研究所及びセンターがパートナーへの関与と資源の動員に努めるにあたっての支援と助言を提供すること。

(iii) 次のことにより、資源動員のためのより有効な環境の醸成に貢献する。人材育成、構造化された資金調達のための対話やドナーとの協議、知的資源の改善、パートナーとの効率的な関与やドナーとの合意や報告の管理が改善されるようなシステムやプロセスの洗練化を進めること。

(iv) (略)

(v) シナジーを高め、よりよいプログラム実施を可能にするNGOや市民社会のアクターとの協力やパートナーシップを強化すること。

B. (略)

2. 事務局長に、法定報告書の中で、総会によって採択されたプログラムの執行状況及び以下の期待される成果の達成度合いについて定期的に執行部へ報告するよう要請する。

(1) プログラムの実施、監視、報告機能：それも、ユネスコの成果主義の報告・予算アプローチに沿った、また、執行部及び事務局長によって設定された戦略的方向

性とプログラムのフレームワークとプライオリティを遵守したもの

(2) 強化されたパートナーシップ及び資源動員の機関内調整：それも、ドナーの多様化の促進は無論のこと、とりわけ、ユネスコが支援を受けるに当たってのよりよい統合性、予測可能性、柔軟性、そして透明性によって担保されたもの。

### 広報に向けた決議案 (Draft resolution for Public information)

1. 事務局長に以下の点に係る権限を与える：

A. 以下のため、戦略的計画に向けた決議案の 2020-2021 年における継続実施。

(a) ユネスコの広報を発展させる、そしてそのため以下のことを行う。

(i) ユネスコのプログラムや活動を反映したマルチメディアのコンテンツを作成し、インターネットやソーシャルメディアなどの多様なチャンネルを通じて広める。

(ii) メディアとの協働を強化し、ユネスコのリーダーや専門家のメディア出演機会を促進する。

(iii) メディア露出度を監視し、質的・量的な分析を行う。

(iv) 相乗効果を創出するようなコミュニケーションパートナーシップを発展させ、ユネスコのイメージを強化する。

(v) (略)

(vi) ターゲット層との関係が保持されるようなイベントを企画する。

(vii) ~ (viii) (略)

(ix) オープンアクセスポリシーを追求し、現在、将来、過去のコンテンツをそのコンセプトに適合した、入手可能なフォーマットで提供する。

(x) ~ (x iii)

B. (略)

2. 事務局長に、法定報告書の中で、総会によって採択されたプログラムの執行状況及び以下の期待される成果の達成度合いについて定期的に執行部へ報告するよう要請する。

(1) テキスト、イメージ、インフォグラフィックス、そしてビデオで十分に描写されたユネスコの活動やプライオリティ：それも、ユネスコの様々なプラットフォームにおいて拡散され、相互に促進され、インターネットやソーシャルメディアは無論のこと、国内及び国際的メディアで広くカバーされ、ユネスコのミッションとマンドートのよりよい伝播に貢献するもの。

(2) ユネスコの機関イメージ：それも、パートナー（メディア、スポンサー、実施機関）のエコシステムの創出と管理を通じて高められ、コミュニケーションキャンペーン、コミュニケーションやマーケティングのプロジェクト、ユネスコ本部の広報や特別イベントにつながるもの。

(3) ユネスコの知的貢献：それも、幅広い読者を確保するために、出版パートナーとの緊密な協力により、オープンアクセスポリシーのもとで作成・頒布された、ユネスコクーリエを含む、高品質な出版物を通じたもの。そして、ユネスコの名称とロゴ：それも、価値を見いだされ、保護され、ブランディングと販売戦略の取組に

- より促進されるもの。本や読書：それも、ワールドブック、著作権の日の名声、そしてワールドブックキャピタルプログラムを通じて歓迎され、促進されるもの。
- (4) 知識と情報の拡散：それも、多様な利用者に資する多言語での統合されたウェブコンテンツマネジメントプラットフォームにより促進されるもの。

## 40C/5—第2巻—事業・予算案 (Draft Programme and Budget)

### パートII — 事業及び事業関連サービス (Programme and Programme-Related Services)

#### II. B — 事業関連サービス (Programme-Related Services)

#### 第3章 戦略的計画 (Chapter 3 - Strategic planning)

- 戦略的な検討、計画、プログラム実施、監視、報告の領域において、戦略計画局は承認済みの 39C/5 に規定された任務を遂行する。2020-2021 年において、これはとりわけ次のことを含む。
  - (略)
  - 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に向けた戦略性のある、プログラムを通じたユネスコの貢献を調整し監視する。
    - (略)
- 戦略計画局は、市民社会からの主要な対話者を含む、官民のパートナーとの関与に責任を有する。2020-2021 年においては、長期にわたる戦略的な連携の促進を念頭においた既存の官民の管理体制を確保する。ユネスコのドナー基盤を多様化し拡張するような新規ドナー及びパートナーを積極的に探索する。地域事務所を含むプログラムセクター、カテゴリー1 研究所及びセンターがパートナーへの関与と資源の動員に努めるにあたっての支援と助言を提供する。
- 各部局や地域事務所のパートナーシップや資源動員の洗練化を監督し、調整する責任を負う中心的部署として、戦略計画局は資源動員のためのより有効な環境の醸成に貢献する。人材育成が強化される。知的資源が生産される。構造化された資金調達のための対話やドナーとの協議が組織される。パートナーとの効率的な関与やドナーとの合意や報告の管理が改善されるようなシステムやプロセスの洗練化が進められる。
- カテゴリー2 研究所及びセンターの統合された包括的戦略を監督し調整する役割や、ユネスコのプログラムのプライオリティや目的の適合性を保証する役割に加え、戦略計画局は、シナジーを高め、よりよいプログラム実施を可能にすることを目指して、ユース、NGO、都市ネットワークやその他のパートナーとのより強い関与を進めるプログラム部局と協働する。

#### 第4章 広報 (Chapter 4 - Public information)

- 事務局長は、ユネスコの戦略的体制変換プロセスのなかで、コミュニケーションが中心的な役割が与えられるべきと考えている。情報の流れと影響の相互作用が国内外の公共課題を規定する世界において、ユネスコの声が伝播し、世界的議論

に参画することが肝要である。最初の決定の一つが対外関係・広報局の解体と、事務局長室の直属としての広報課を置いたことだった。続いて、2018年にコミュニケーション機能全体に関する実質的な議論が始まり、広報課をはじめとする様々な組織の役割や任務の変更につながる新たなコミュニケーション戦略及び勧告が出された。この関係で、2018-2019年に始まった広報・コミュニケーションの変革は、2020-2021年に進展することが見込まれる。

(略)

- ユネスコのコミュニケーションはユネスコのプログラムによって喚起され、プログラムの成果に基礎づけられるべきである。ユネスコが関わる多くの層に効果的に届くよう、一貫性があり、多様性がある必要がある。メッセージや相互補完的な多様なコミュニケーション手段はユネスコの対象層との交流を育み、透明性と協働の組織文化の構成要素でなければならない。
- 全てのコミュニケーション手段を用いることにより、ユネスコは国連システム内の地位を顕在させ、SDGsの達成へのインパクトと貢献を示す必要がある。それもとりわけ、現場での働きとこれらの根底にある、人権、ジェンダー平等、平和の文化、包摂の原理、多様性のための対話と尊厳といった根源的な価値を思い起こさせることによってなされる必要がある。
- 世界的な名声とブランドの強みを生かしつつ、ユネスコは、官民のパートナーあるいは市民社会の関係であろうと、組織的あるいは文化的なイベントやプロジェクトの中であろうと、ユネスコの名称に関連するあらゆる事項の管理に責任を負っている。この力を鑑みると、ブランドはパートナーシップ戦略、予算外基金の動員、それゆえに、プログラム実施の本質的要素として注目される。
- ターゲット層に最も効果的に訴求できるよう、コミュニケーションはダイナミックであり、明確であり、多言語であり、視覚的でなければならない。また、コミュニケーションは進化し、技術革新や最新の慣習においていなければならない。調整と戦略的管理は広報課の責任であるものの、ユネスコにいる者（プログラム部局、地域事務所、研究所、支援機関、管理機関等）は全て、戦略的原理に沿った、高質なコミュニケーションへの責任を負っている。広報課はユネスコにいる全ての者の役割と責任、コミュニケーションプランに関連するキーメッセージを規定し、そして、インパクトとビジビリティの監視と評価を担保している。

1. 編集・メディアサービス (Editorial and media services) (略)
2. 広報、パートナーシップ及びキャンペーン (Public relations, partnerships and campaigns) (略)
3. 出版、オープンアクセス及びブランドマネジメント (Publications, open access and brand management) (略)
4. 統合されたウェブプラットフォーム及びソーシャルメディア (Integrated web platform and social media) (略)